

南方熊楠と神社合祀（上）

芳賀直哉

一、はじめに——いま、なぜ南方熊楠か

南方熊楠（一八六七—一九四二）は、かれより年少の柳田国男と比較してみた場合でも、日本民俗学の草創期に多大な影響を与えた点で遜色ないにもかかわらず、一般には柳田ほどには知られていない。南方の魅力はなにか。よく言われる驚くべき博覧強記ぶり、その破格な生きよう在りよう、尋常ではおさまり切れないその個性など、たしかにひとをひきつけるものがある。これらの点はさまざまな逸話伝説をともなつて、早くより注目されていた。かれの死後すぐに、初めての評伝が中山太郎によつて上梓され、右に指摘した南方像の原型がすでにあらわれている。しかし、数々の虚実ないまぜの伝説にまみれた、「明治の一大奇人」ふうの熊楠像は、その後もしばしばみられるところではあるが、わたしにとっては二義的な興味にすぎない。わたしの関心事は、鶴見和子も指摘しているように、南方が生命生態論の立場から自然、社会、宗教を全体として把えた、その視点である。鶴見はそれを「地球志向の比較学」とも「南方曼陀羅」ともたとえている。かれの専門とする学問分野は粘菌分類学であるが、かれを有名にしたのはむしろ非専門的業績であり活動であった。かれには、専門非専門の別はなかつたろう。かれの知的関心は、全領域に通じていたから、ひとつの狭い分野での知見はそのまま全体知の一部をなす知でありえた。即ち、かれの開拓した知はそ

の都度コンティンジェントな性格をもっていた。全体知へと至ることのない専門的知見が科学であるとするなら、かれは非科学者である。この意味で、かれは非生物学者であり非宗教学者であり、非民俗学者である。にもかかわらず、かれは自身もたびたび称するように、学者であった。つまり、かれは、あらゆるものに通じ、あらゆるものから発する全体知を生涯かけて探求したという意味において、「世界的大学者」でありえた。

かれはまた、数々の先駆的視点を有していた。例えば、八十年も前に「エコロジー」なる語を用いて自然破壊の愚を警告したのも、南方の獨創性、先見性のゆえである。その好例が、後述する「神社合祀反対論」であり、事実、先の「エコロジー」が言及されている箇所は、二ヶ所とも「神社合祀」の非をうったえる文書のなかである。かれは、ダイナミックな生命生態論に立つて、神社合併合祀、工場誘致、土地開発、町村合併などの動きに反対した。われわれは、これらの実践的思想に圧倒されるとともに共感しうる。なぜなら、南方熊楠は、いのち、自然、宗教、社会制度までを大きな生ける生態系のそれぞれの連鎖と把え、その大きな連なりの系のどのひとつを欠いても他の全てがそれとして働かなくなるとみていたという点で、かれの示唆は今日のさまざまのエコロジー運動に何らかの理論的統一を与えると思うからである。

今日、いのちをめぐるあらゆる環境が破壊されつつあり、自然全体がその在りようを全く変えようとしている。人間のいのちについても、脳死、臓器移植の問題にみられるように、その生死の意味は大きく変わろうとしている。また、日々のいのちの営みの諸層、食物とか大気や水といった自然環境、教育や政治などあらゆる面で「いのち」の危機が露呈してきている。こうした状況において「いのちの救済」を掲げる宗教が、右の問題を真剣に考えはじめたことは当然である。宗教の立場からみて、南方の生命生態論に立脚した全体知、そのひとつの表われとしての神社合祀反対運動は、やはり大きな刺激となるだろう。

かれは、ことばの真正な意味で「ナチュラリスト」であつた。民俗学上のおびただしい数の論考、植物学の研究、自然保護運動、いや、南方熊楠の生存じたいが、一個のナチュラリストの活動としてあつた。これら諸領域の知と実践は、バラバラに存在するのではなく、壮大な連鎖のひとつひとつとして統一ある全体を成していると言ふべきだろう。かれ自身が一個の生命生態系である。数々の奇行を半ば伝説的にもつこの異彩のひとは、また「ヒューマニスト」であり、感激癖のつよい「ロマンティスト」でもあつた。一九二九年の、天皇に対する進講の折のエピソードなどは、明治人特有の立居振舞であつたとしても、南方のロマンティストぶりがよくあらわれていると言ふべきだろう。具体的に記せば、進講決定の知らせの遅いことに気を揉んだり、当日着用のフロックコートを仕立屋に直させたり、夫婦で盛装して記念写真をとつたり、進献する標本類をキャラメル箱につめて持参し、そのまま献上したり、無事を祈つていてくれた縁者の女性に感謝して、下賜の菓子に律気にも縁者友人協力者達に裾分けしたり、かれは面目を大いにかけて、むしろわたしは南方の人間味をみたい。もちろん、このような人間臭い面があらわれるのは、家族や身近な人々とのごく内輪の交際においてはあつた。特に関心をもち、時として酒の勢いから蛮行に及ぶきらいも多分にあつた。かれは、概して感情の起伏の激しいたちのひとではあつた。特に相手を批難するにおいて、かれの罵倒の筆の運びは常軌を超えることがあるのは事実である。

「ナチュラリストにしてヒューマニスト」という形容は南方に対してのみ付せらる特性ではないにしても、かれほど自然と人間とが一個の人格のうちに隔合している例は稀である。この特異な人物の思想と活動の一端を、その時代背景とともに以下でやや立ち入つて論じる。

二、神社会併令について

南方の神社会併合祀反对論を今日の時点で再評価することは、わたしにとってさしあたり二つの目的をもつ。ひとつは、「神道」とは何かという茫漠たる大問題に分け入るとつかかりをつけること、いまひとつは、先に述べたように、今日のエコロジー運動に統一性を与える視点をそこから汲むことのふたつである。本来、神道のもつ精神性、宗教性は自然と深い関連をもつと普通には受け取られている。しかし、今世紀初頭より両者が必ずしも交差し合わなくなつていったのはなぜか。それは、「国家神道」といわれる怪物が登場したことによる。いわゆる国家神道の成立は、制度的外形的には明治初年にまでさかのぼるが、しかしその確立つまりそれが実質的な政治宗教装置として機能するに至るのは、明治中期以降である。特に、日露戦争後日本が政治機構の点でも産業構造の面でも近代化の歩みを早めてゆくなかで、政治的擬似宗教としての国家神道も近代化がはかられる。その過程で、従来からある民俗神道や民間信仰の元始性は迷信として排され否定され、宗教制度面からも合理化がすすんだ。それは恐らくは、外国よりの批判やキリスト教の影響力をおそれたことであつたろうが、結果的には、この近代化によつて日本人の宗教性は著しくデフオルメされてしまったと言わざるをえない。

このように、国家神道が近代的「宗教」として確立されてゆくなかで、村社ないし無格社と格付けされたいわば自然村を単位として成り立ってきた神社が次々と整理統廃合される政策が打ち出される。図式的に言えば、天皇制—国家神道体制を支える官僚及び上級神職層と「常民」（地方農漁民）とが、前者は近代的神道を、後者は前近代的な神道を、一方は革新し他方は保守せんという具合に分化してくる。それは丁度、ここ二十年程の間で鮮明になってきた「開発か自然保護か」という対立図式のいわば先取りであつた。ふつう、神社は後背地として森をかかえていた。自

然崇拜をその要素のひとつとする神道はおよそ近代化、工業化と相容れないと思うのは、少なくとも明治末年の神社統廃合のさいに關しては当たらない。なんとすれば、ここでは国家神道即ち全神社をして国家の宗祀たらしめ敬神愛國の実をあげんと画策した陣營こそが、自然破壊の主体となつてゐるからである。この事實からわれわれの知つた教訓はこうである。つまり、国家神道とはきわめて近代的な統治手段であつて、日本人が受け継いできた宗教觀・自然觀を代表してゐないということである。この点で、南方熊楠は明らかに前近代である。しかし、かれの前近代主義は神社整理や工場誘致や開發による自然乱滅に強固に反対しえたということも、われわれの教訓となる。

右に述べたところを次にはやや具体的に、神社合併令が出るまでの神社制度や神社界の動勢を含めて記そう。

一九〇六年、政府は二つの勅令をあいっいで發布した。四月にだされた「府県社以下神社の神饌幣帛料供進に關する件」によつて、地方長官の指定を得た民社（官社に対する概念として用ゐる）は地方費より神饌幣帛料が支弁される道がひらかれ、八月の「神社寺院仏堂合併跡地の讓与に關する件」なる勅令、およびこれの趣旨徹底をはかるため内務省神社・宗教兩局長名によつてだされた通牒により、被合併社寺の跡地は合併社寺に讓与できることとなつた。この事実上の神社整理令——寺院も対象となつてはゐるものの、統廃合された数は神社のその比ではない——が發せられるに至る前史、即ち政府内務省部内、神社界の動向などについては、森岡清美氏および孝本貢氏らの論考にその詳細についてはゆづるが、ここでは二つの点についてふれておく。

ひとつは、神社制度の整備が不十分のままのこされてゐたということである。衆知のように、明治初年の神祇官発足にともなつて、官国幣社と府県鄉村社（官社と民社）それぞれに奉職する神官の棒給額が定められ、いったんは公費支弁の道がひらかれたが、数年にしてそれは廃止されてゐた。特に、民社の神官は定められた給料支給の保証を失つてしまつてゐた。また、祭典費についても、民社においては当初の地方民費よりの支出が廃され、官社と民社の格差

が歴然とついていた。更には、その官社についても一八八七年以降は経費国庫支出が廃された結果、ますます神社界は既得権回復の動きを強め、政府、議会に対する働きかけを増していった。これが効を奏したのか、一九〇〇年に内務省社寺局が改組され神社局と宗教局になり、行政サイドの整備がはかれることになる。これより以前に既に全国神職会が結成されていたが、神社局発足にともない新たに神社協会が設立され、両組織一丸となって各級神社の「国家の宗祀」たるにふさわしい制度上保障を求めることとなった。当面の目的は棒給表の改正（増給）と神社経費の公費支弁であった。このことは、結局は成立をみなかったが一九〇二年に提出された法律案にあらわれている。通常経費が無理ならせめて神饌幣帛料は公費支出をはかるべしというのが、当初の最低限のもくろみであった。このようにして、神社局を中心に神社界大方の意向がかたまつたが、ここに難問がふたつあった。日露戦争勃発による予算的余裕の喪失と、民社の数の膨大さである。一八七六年の教部省達「山野路傍の神祠・仏堂処分」によって徐々に下級神社（無格社）の整理が行われてはいたが、先に指摘した二要求即ち棒給増額と祭典費公費支弁の要求を同時に実現し、しかも公費の恒常的支出を必要としないように各神社が基本財産をつくって、それを基に神社を維持させる目的で発布された法律が、かの二勅令である。一九〇六年の勅令は、だから画期的な法律となるはずだった。それまで、村社級神社にあつては神官は一人で数社をかけもちしてやっと生計を保っていたが、今後は専従神社のみに奉仕すればよく、しかも経済基盤が安泰とならば、神官層としてはこれを歓迎しないわけではない。しかし、そうなるためには数社を一社に合併整理し、被合併社の社地神林神器類を売却して、その売上金を合併社に寄進できる道をひらかねばならない。その上、このようにして残った神社に対してのみ神饌幣帛料が各地方民費より支出されると定めたのである。残る神社はそれで良いが、つぶされる多くの神社の氏子達は先祖代々祀ってきた氏神が遠くのなじみのない神社に合祀されるとあつて、反対運動が各地でおこつたのである。

合併令が出されるに至る当時の情況について指摘しておくべき第二の点は、既にふれたように、国家神道体制確立過程で打ち出された「神社は国家の宗祀」論であり、「祭祀は国家彝倫の標準」の規則である。それは、こういう論理である。即ち、山間路傍にある多くの無格社は邪姪・キツネの類を祀っているが、これは好ましくない。それは邪宗・迷信である。神社は国体の精華、国家の宗祀であるから、これら姪祀を滅却し、神社制度を近代国家にふさわしく整えなければならぬ、との筋道である。この論理に強力な援軍が送られる。一九〇八年十月の「戌申の詔書」が、それである。これにもとづいて、地方改良、思想善導の名のもとに自治制の強化推進が内務省地方局主導で着手され、神社を学校とともに、この運動の拠点とすべく整備が進められた。神社局中心の神社合併合祀政策と、地方局の神社中心主義に基づく地域統合論がこうして結びつき、一町村一社の方針が町村合併とリンクされて、実行された。こうして、自然村は廃され行政村が生まれ、その統合シンボルとしてひとつの神社が残された。つまり、自然発生的につくられた字ごとの弱少神社は、お上の強引な方針によって相ついで廃絶の運命にみまわれたのであった。そのやり方たるやまことに愚の骨頂の最たるものである。一例を紹介する。これは一九〇七年十一月の『神社協会雑誌』巻頭論文にて紹介され、その筆者をして「当を得たる合祀方法」と激賞された実例である。

大阪豊野郡庄内村に於いて行はれし合祀の一例の如きは、真に合祀の模範として推奨すべきものにして、実に余輩の心を得たり。同村内に村社八社無格社一社存在せるを合祀して、別に神社敷地を村内大字牛立の地に撰定し、村役場村立尋常高等小学校と相對せる地に社殿を営み、村名を冠せしめて社名とせり。(傍点芳賀)

右に紹介した例は、戌申詔書の一年前のことであり、神社中心主義を鮮明に押出しての合併例ではないにもかかわらず、既に方向はよく示されている。なお、各神社の由緒・祭神名を全く無視して新名を冠することの愚については、後に南方や生川鉄忠らの批判意見をみるが、はなはだしい場合では、被合併数社の社名各一字を採り、合成して新社

名とするようなデタラメが行われたのである。合併推進の勅令発布以前より、三重県などでは先取的に合祀整理は進められていたが、勅令発布、紹書を経て数年のうちに、全国の神社数は激減する。特に減少の著しい府県は、三重県、和歌山県、大阪府などである。南方もその書簡のなかで引いている県毎の減少率についてみれば、一九一一年六月時点で、三重県 $\frac{1}{2}$ 、和歌山県 $\frac{1}{5}$ であった。合併の嵐が終息する一九二〇年まで、毎年一万社ほどの神社が消えていくことになる。一九〇六年の神社総数約十九万社が一九一六年には十一万台の数に落ちた。以降一九四五年までその数はほとんど変わらない。即ち、明治末から大正初にかけての約十年間に神社合併政策は集中的にその成果をあげている。いったいこの政策は何だったのだろうか。

三、神社合祀反対論

最近刊行された南方の日記（八坂書房刊、全四巻）の第三巻に収められている一九〇六年前後の日記内容をみても、かれが合併政策にただちに反応した様子はみあたらない。実際のところ地元田辺町の「牟婁新報」に自然保護―神社合祀反対の文章を矢つぎばやに発表しはじめるのは、一九〇九年の九月以降である。当時、中央では内閣が変わり、西園寺首相―原敬内相から桂―平田の統制色のつよい長州軍閥内閣が成立し、既述の戌申紹書をてこにして、個人主義的剝削主義的風潮や社会主義思想の抬頭などを抑圧する政策がとられた（かの大逆事件もこの流れのなかで摘発されている）。新内閣は、戌申紹書の「宜しく上下心を一つにし、忠実業に服し、勤儉産を治め、醇厚俗を成し、華を去り実に就き、荒怠相誡め……」の精神をもって、各地方の模範村を奨励し、町村の独立自営・自治推進を指導した。地方の役人・篤志家・教育者・神官は協同して、紹書にもられた趣旨を実行するように求められた。即ち報徳会運動

である。先にふれたように、こうした地方改良運動の一環として神社合併も一段と励行され、地方によっては強引な統廃合整理が半ば命令的に行われることになった。熊楠も当初は（即ち原内相―水野練太郎神社局長のとき勅令が出された）、神社整理方針については、それによって多くの姪祀が廃絶されるとみて、むしろこれを歓迎した。ところが、平田内相の登場をみるにより、政策方針が当初の南方の予期に反し、「二町村一社」のごとく画一的命令的に行われ、その遂行にともない後述する数々の不都合が出るにおよんで、かれは反対運動に敢然と邁進するのである。南方の反対運動に対する想い入れは尋常でなかった。ただでさえ熱中癖のあるひとであるから、いったんこれに没頭するや、まさに「寝食を忘れ」「家庭を顧みず」に邁進していった。南方の矢吹義夫氏宛書簡（通称『履歴書』）によると、かれは反対運動に十年の歳月と七千円の金を費している。いずれにしても、ごく少数の賛同者・協力者たち（例えば、柳田国男や柳田の知友、地元田辺の『牟婁新報』社主の毛利清雅ら）を除けば、ほとんど孤立無援の闘いであったことは間違いない。そのような南方にとって、未知の人物ではあったが同士があらわれた。三重県四日市の諏訪神社社司生川鉄忠である。南方は、当初、自然破壊につながる公園売却反対の立場から声をあげた。そのかれが、神社合併反対の論陣を大々的にはるに至ったのは、先に指摘した平田内相に変わってからの強引なやり方に業をにやしたことも一因であるが、『神社協会雑誌』に載った生川氏の所論に示唆をうけたことも見逃せない。それを証しするように、南方は生川鉄忠の名をたびたび特記し、賛同者の白井光太郎宛書簡のなかで、生川の論旨を詳しく紹介している。また、一九〇九年十月十四日の日記に「平井孝次郎氏方に立ちより神社協会雑誌（返り）」の記載がみえ、同十七日には「平井氏に所借抄す」とある。推測できることは、誰かの教示で生川氏（返り）の存在を知り、その論を自ら読んでみたのである。そして、わざわざ写しているところを見ると、（もちろん、日記の記述からは何を写したか不明であるが）、余程興味をもったのであろう。事実、神社合併によってひき起こされる損失に関して、南方の論と生川のそれとの間には

見解の類似がみられる。

ここで、われわれは、南方の反対意見の紹介に先立って、まず生川鉄忠の意見をとりあげよう。

三—a、生川鉄忠の反対論

生川鉄忠について、かれが四日市の県社諏訪神社の神官であり、『神社協会雑誌』の常連寄稿者であり、そこから推し測って恐らくは県神社界の長老であったという点以外には、その生没年・経歴など詳らかでない。しかし、かれの考え方はかなり明瞭に跡付けることができる。『神社協会雑誌』には一九〇三年より頻繁と寄書し、神社制度の不整備、合併整理の必要と遣り方の無謀さ、神職の質の低下、神社界の墮落などに関して、重みのある発言をしている。残念ながら、同調者はあらわれなかつたようで、その文面からは苦渋にみちた歯嚙みが聞こえてくる。かれは、「府県郷村社制度に就て」と題し、数回に亘って、府県以下社に対する経費支出を求めめる法律案が成立をみなかつたことを機に、政府が神社は国家の宗祀（又は準宗祀）といかに強弁しようと、現実に多くの民社の実態はまるでお粗末で、それを改善せぬ限り掛け声だおれに終わる、目標どおり神社を整備するには「現在の社を充分調査して真に国家の宗祀たるべき資格を備えさせ」なければならぬと言ひ、大略次のように提言する。即ち、改良の方針は三つある。

- (一) 神社の数を減すこと
- (二) 維持は自治制に任すこと
- (三) 移転廃合の手続き及びその資格を更正すること

このうち(一)は、すでにみた通り神社界の大勢の意見、(二)と(三)について、実際合併が行われる過程で生川は大いに政

府の遣り方を批判するに至る。かれの考えていた神社の維持法や合併方法と実際行われたそれとが全く違つたからである。当初（一九〇三年）、かれの考えはこうであつた。以下、引用。

神社は其の土地に就き、古き歴史を有し、氏子の關係を有するものにて、自治の制度に拠て成り立つものと根本より其の性質を異にせり。彼の学校の如き、能く町村自治の範圍に於て、維持し得るも、神社は之れに反して、甲乙部落を異にすれば、信仰の念も又、自ら異なるものあり。されば之れを今の郡市町村の自治体に移して、維持するとは到底能はざるもの也。既に郡市町村の經濟にて維持する能はざるものとすれば、矢張り、氏子組合の自治に任ずるのみ外なき也。（傍点、生川）

生川の主張は、神社氏は各々の独自の信仰共同体を営むものであるから、行政主導で一律に命令的整理はできない。神社維持についてあくまでその土地の住民にまかせるべきというものである。しかし、そうするためにも一定区域に多数の神社がある現状は変えられなければならない。整理するといつても、ただ闇雲に数を減らせばいいわけではない。「神社の資格を定め名実を明にして規律を正し以て其の隆盛」を図るべきだとして、かれは府県郷村社それぞれ、敷地の広さから諸設備、經常費の額について私案を明示し、そのうえで、十年間の猶予を置き、期限をすぎて資格そなわらない神社については合社も可とした。

更に、神社の移転統廃合の方法に関しても、先ずもつて注意しなければならない点は「氏子信徒の崇敬心に影響を及ぼさざるや否や」ということであり、容易な統廃合によつて「神明を軽ざるの弊を生じ終に崇敬の念を打破することのないようにしなければならぬ、とかれは言う。そして、要件を七項目に亘つて提起する。そのうち二、三を紹介すれば、同称号の社は必ず合祀させる、異なる祭神を祀る二社を合社する場合は新社号を設ける、大祭を一層厳格に執行させる、などの内容であり、最後の項目で、整理方法の眼目として次のように書く。

移転廃合のことは、神社の維持を精確にし、祭儀を厳格に成し得るの基たることを当該神職より氏子信徒へ懇諭せしむる事。

以上は一九〇六年に勅令が出される以前の生川の主張である。そして合併令発布後、残念ながらかれの危憂は現実のものとなる。当局のでたらめな合併方法に憤慨して、かれは、整理問題のみに限つても一九〇八年二月以降「神社整理に伴う幣害」、「神社整理の餘幣国史を抹殺するの嫌なき乎」(同年十一月)、「神社整理難を論じて神職配置法に及ぶ」(一九〇九年八月)、「嗚呼史跡の湮滅を如何にせん」(同、十二月)、「神社局の注意事項を読み望蜀の卑見を陳ぶ」(一九一一年七月)等々、矢継ぎばやに批判文を書いてゆく。これらに盛られた生川を中心論点を次に紹介しよう。生川鉄忠の住する三重県は、こと神社整理については、勅令発布の一年前には既に郡市長会議の席上、県第二部長より「神社合祀跡地処分について」の通達が発せられていることからわかるとおり、最も早くからそして最も徹底して遂行されたいわばモデル県であった。ために、その幣害も早くからあらわれたであろう。整理論者生川の「耳目を苦めんとするものあるは実に予想の外にして」の歎息も怒りを含む。曰く、「凡一利あれば必ず一害の相伴うは世の中の常態とはいえ、神聖なる神社の整理に際し苟も幣害の伴うあらば、是れ角矯めて牛を殺すの愚を演ずるもの」と。かれの目に「矯角殺牛」と映つた事実は何であったか。

第一は、整理の名のもとに神林を伐採し、社殿を禿山にしてしまったこと。生川の考えでは、「神社に於ける第一の必要条件は、森林にして、森林なき神社は殆んど神社の資格なきもの」であるから、「森林に就きては官民ともに厚き注意を用い」なければならぬ。ところが、実際はどうであったかと言うと、

神明を本位に置ずして、利益を本位に置きたるものの如し。大抵、合祀の手続きを了るや否や、跡地の無償譲与を

取り急ぎ、其の手続きを了らむか、直に処分案を即決し幾千年を経たる樹木は忽ち伐採せられ、千古の史跡は、見る間に桑田たらざれば原野となれるもの、吾曹が実見しつつある所にして、(中略)地方新聞を見よ、日として社木入札払の広告を見ざるの日なき……。

の状態であつた。かくして、生川は次のように断罪する。

整理の本旨は敬虔の実を挙ぐるにあるにも拘わらず、意外にも其の目的は某社を昇格させたさに、無償譲与に目の眩みて、所謂敵は本能寺に在りとするものの如し。

第二の点は、由緒ある式内社までも合祀し、でたらめな新社号を掲げ旧社名を滅却してしまつたこと。これに関して生川はこう述べている。

一朝合祀説の起るや、其の神社の由緒を糺さず、事歴を問わず、只管経済的頭脳より割出して、頻に一村一社説を唱導し、終いに延喜以来一千年を経たる由緒ある古社をも一社に合わせたるもの往々之れ有り。

こうして合祀した新社はと問わば、「合祀社の殿宇に充つるは、寄せ集めの殿堂となりて、体裁甚美しからず」の有様であつた。元来の整理論者であつた生川は、事実、自身の奉仕区域の小社四十一社を一社に合併合祀している。しかし、かれの考えでは神社数をただ減らすだけでは敬神愛國の実はあがらない。神社合併を成しても、神殿の造営なく、祭典も拡充されず、おまけに神官に正規の給料も支払わずでは、何のための整理かわからない。こういう手合いは「埒明的合祀」とされ、神社整理に非ず、かえつて神社縮少いな神社破壊に外ならないと生川は言う。神殿についても、「飽くまで清潔と荘嚴とを尊ぶ神社に在りては、寧ろ規模は小さくとも、清麗にして威嚴の存する建物こそ望ましかれ」と言っている。なぜなら、「神殿は尊き神霊のおわします所、拝殿は神聖なる儀式を挙ぐる式場」と考えるからである。従つて、俗っぽいもの、素人脅しのもの、山師的な構造をもつた建物類は絶対に禁じなければならぬ。更に、

神社内に神苑を作つて風致を添えるのは良いが、しばしば箱庭的な造作で、自然に繁茂する樹枝を切りはらつて人造公園風のものになる、こういう俗化は望ましくないと言明する。第三の問題点は、従来、神社の担つてきた精神教育の役目が、合祀によつて失われ忘れられたということ。この点に関する生川の見方は、元來、神社に参拝することは、それによつて「太古のことを追感すると同時に、祖先崇拜の念も起り、不知不識の間に愛國の精神を涵養」する精神的感化力があつた。ところが、合祀により史跡も湮滅され国史も抹殺され、我が國獨特の制度習慣遺風、忠孝節義の道徳もうすれる恐れがある、と言わんばかりの歎きようである。

以上の諸点で生川の批判は尽くされていゝと考へられる。もつとも、余程腹にすえかねたのであろう。かれは、神社の手水舎に備える手拭の汚れとか、神社に奉納する品物の適不適、神殿の構造に至るまで取り上げ問題にしているし、近時の神官の無教養ぶりを、制服着用の乱れ、用語、敬語の不適切などなど、事こまかく苦言を提している。しかし、これらのことがらは本筋からは遠いので省略する。生川の批判の立脚点は、こういう表現があるとするれば神道原理主義とでも言えようか。かれは、神社が國家の宗祀たるの地位を保つことを切望する。この意味で、國家神道体制になんら疑いを挟むものではない。むしろ、國體觀念発揚のためにも神社の整備は、下は村社に至るまで、不可欠だと考へる。神社整理はあくまで「敬神の本旨を発揚する」ことが目的でなければならぬにも拘らず、かれの思惑は大いに裏切られた。根本的原因はどこにあつたか。かれは、「唯人為的の規約に合わぬ社は一概に合祀せん」とする当局の遣り方に問題があると見て、「幣害の由て来る所以の原は整理に係わる処分方寛嚴其の宜きを得ざるに因る」と言う。具体的には、三重県の合併規程を紹介しながら、官吏らが「強制的勧誘」をなし、相當の基本金を積み、専任神職を置かなければ合祀すると脅す様子を示唆する。かくして、手当てをすることのできない村民は「生木の割かるる思ひをなしつつ余義マヤなく合祀する」事態をみて、県規定は「合祀の責道具」に外ならないと、かれも認めてゐる。

ところで、本章のはじめに既に指摘したように、南方は生川の所論の要約をわざわざ自著の書簡上に記して、「その言諄々として道理あり」と同感の意を表している。次に、その要約文を引いて、生川意見に対する南方の着目点を明らかにしておこう。南方のまとめた生川論文とは、一九〇九年八月の『神社協会雑誌』に寄書した「神社整理難を論じて神職配置法に及ぶ」であり、これは、前述の『日記』所載の記述に合致する。

いわく、従来一社として多少荘厳なりしもの、合祀後は見すばらしき脇立小祀となり、得るところは十社を一社に減じたるのみ。いわく、従来大字ごとになし来たれる祭典、合祀後は張り合いなし、するもせぬも同じとて全く祭典を廃せる所多し。へいわく、合祀されし社の氏子、遠路を憚り、ことごとく合祀先の社へ参り得ざるをもつて、祭日には数名の総代人を遣わすに、多勢に無勢で俘虜降人同然の位置に立つをもつて、何のありがたきことなく早々逃げ帰る。言わば合祀先の一大字のみの祭典を、他の合祀されたる諸大字が費用を負担する訳になり、不平絶えず。いわく、合併社趾の鬱蒼たりし古木は、伐り払われ、売られ、代金は疾くに神事以外の方面に流通し去られて、切株のみ残りて何の功なし。へ古木などむやみに伐り散らすは人気を荒くし、児童に、従来あり来たりし旧物一切破壊して悔ゆることなかるべき危険思想を注入す。へいわく、最も不埒なるは、神殿、拜殿等、訓令の制限に合わぬ点を杉丸太で継ぎ足し、亜鉛葺き等一時弥縫をなし、いずれ改造する見込みなり、当分御看過を乞う等で、そのまま放置する。いわく、多年等閑に付し来たれる神社を、一朝嚴命の下に、それ神職を置き、基本金を積めと、短兵急に迫られし結果、氏子周章、百方工夫して基本金を積み存立を得たるも、また値上げ、また値上げとなり底止マヤするところを知らず。造営までなかなか手が届かぬを定規に背くとて無理に合祀するは苛刻マヤもはなはだし矣。いわく、神官の俸給を増し与えたりとて、即刻何の効驗、化育の功績も目に見えるほど挙がらず、従前と変わりしこともなけ

れば、氏子また策を運らし、俸給を定規より少なく神職に与え、ないよりは増しだろう、ぐずぐず言わば合祀するぞ、と今度は氏子より神職を脅し、実際は割引で与えながら規定の俸給を受けおるような受取証を書かすこと。

右の引用は、白井光太郎宛の南方の書簡に添えられた「神社合祀に関する意見（原稿）」文中にでていますが、南方はかなり自由に言い変えたり（特に最後の段）、あるいは、生川が言っていないことを勝手に加えたり（引用文中へゝの部分）している。そして、要約文の末尾に自分の感想を記し、生川の所論は「まことに末を見透せし明ありと嘆息の外なし」と感心している。

ここに南方の長い要約文を引用したのは、引きつづいて南方自身の反対意見を紹介し、両者の異同類似をみたいためである。

四、南方熊楠の反対意見

南方熊楠は、合併強行の非を天下に訴えるため、あらゆる手立てを用いて具体的事例を集めた。实例採取に対すかれの熱望ぶりは、かれの父親の生まれ故郷に鎮座していた大山神社の合祀反対運動に関係して、親類の古田幸吉に宛てた書簡群に詳しくでてゐる。集めた事例のほとんど全てが南紀地方の村々での合併整理の顛末であるが、かれは、それらを中央紙・地方紙を問わず新聞や雑誌にて公表し、また知友あて書簡に記した。神社破壊の事実をあげつつ、帰納法にことからの非真理を明らかにすることは、かれの考えでは、科学的・実証的な途である。こうして、同一材料を用いて草された何種類もの反対論のなかで、はじめ雑誌『日本及日本人』に数回に亘って連載し、のち中山太

郎の『学界偉人・南方熊楠』（一九四三年、富山房刊）に付録として掲載された「神社合併反対意見（以下単に「意見」と略記）が、この分野での代表作として取り上げられることが多い。しかし、小論では、内容的には大差ないが、これのいわば原型になっている「神社合祀に関する意見（原稿）」（以下「原稿」とのみ略記）に拠って、南方の反対論を要約してみよう。この生前未公刊の「原稿」と当時の一流誌に載った「意見」とは、分量的にも大差ないし、先述の通り、取捨されて用いられている実例もほとんど同じである。ただ、合併によって現出した損失が、「意見」では七項目だが、「原稿」は八項目となっているところが異なる。分量のことであるが、平凡社版全集にして三十六頁分、字数およそ三万五千字にのぼる壮大な反対論となっている。これを南方は、一夜にして、まさしく一気呵成に書き上げ、白井博士に送った。驚くべきエネルギーである。反対意見の主張の中心点は、先に述べたように、生命生態系の破壊に対する批判であるが、合併合祀による悪結果をかれは次のように指摘するのである。以下、要約。

一、神社合祀で敬神思想が高まったとするのは事実には反する。実際のところは、合祀先の神社は遠隔の地になり、さっぱりお参りしなくなってしまう。否、むしろ、近間で間合わせようとして、かえって淫祠小堂の類を祀ることで、当局の思惑通りにはいっていない。新興宗教に入信する者も出る始末となった。結局のところ、「合祀はかくのごとく敬神の念を滅殺す。」

二、合祀は村民の融和を妨げることになったとして、実際に起こった人情ざた警察ざたについて報告している。それは、「漁夫が命より貴ぶ夷子社を合祀せしより、漁夫大いに怒り、一昨夏祭日に他大字民と市街戦を演じ、警吏等の力及ばず、ついに主魁九名の入監を見」たという事件である。信心深い漁師や猟夫よりその祀る神を奪うことは治安の破壊を招きかねず、「官衛の威信をみずから損傷する」ことになる。

三、合祀は地方の衰退の原因となるとして、概略、次のように述べる。即ち、村民の経済力貧しいにもかかわらず、

神田・神林を売却して合併先の神社の基本財産を大きくすることは、「地方に必要な活金を地下に埋め投ずることに等しい。」相手の基本金のみ増したとしても、地元が繁栄しなければ、全く意味がない。実際、各地域の神社は参詣者を当てこんでいろいろな物売りの商いをしていたのが、廃社により商売がさっぱりたちゆかなくなってしまった。地域経済は、合祀のせいで落込んでしまった。

四、合祀は村民の慰安を奪い、人情を薄くし、風俗を害する。神社は、宗教建築としては石造りの教会に比して、木造で粗末な建物であるが、かわりに広大な神林域を備えておつて、境内を散策することが住民の慰安・楽しみとなっている。また、神徳に道德的感化力があるとすれば、それはこの自然（神林域）のもつ感化力であつて、建物の力ではない。まして、造化のけばけばしい新出来の造作（寄せ集め合祀された社殿の様子を言う）には何の感化力もないばかりか、かえつて逆効果である。神道の信仰心とは、境内神林の荘厳さにうたれることによつて生ずるものであつて、無能なえせ神職の説教により形成されるのではない。また、「謹慎優雅の風あり、到る処神社古くより存立し、齋忌の制嚴重にして、幼少より崇神の念を頭から足の先まで浸潤せることもつともその力多かりしなり。」こうした道德的感化力も、合祀により神社が次々と潰されたことで、すっかりその威力が薄れた。その何よりの証拠が、全国で二番目の合祀神社数をほこる和歌山県に、全国最多数の大逆徒が出たことである。

五、合祀は郷土愛・愛国心を損する。紀州より他国へ出稼ぎに行つた者たちが国元に送金するとき、その一部を生まれ故郷の産土神に献納する良習があつた。しかし、いまや献ずる先の神様が他所へ合祀されてしまい、献上はもとより、帰省もしなくなつた。故郷を愛する気持も薄らぐのも当然である。また、私利私欲のため合祀を励行する神官が愛国心など説くとしても、もはや誰も耳を傾けない。当の神官自身が悪事をほしいままにする売国奴に等しいのである。「人民の愛国心を滅却するのはなほだしきは、我利一偏の神職官公史の合祀の遣り方なり。」

六、合祀は土地の治安と利益に大きな害となる。神社仏閣は土地の人々の労働の慰めとなり、信仰心の涵養にも力あるばかりでなく、天災のさいには避難地となって人々を助ける。ところが、近年の合併騒動で百姓は稼業に嫌気がさし、都市に流入して村は寂れてしまった。また、神社の境内という格好の遊び場を奪われた子供達は畑を荒し、これが原因で親同士の対立が生じた。これは、昔孔子が語った「ことさらに街に灰を撒き散らせば、風吹くたびに衣服を汚し、人々不快を懐く、自然に喧嘩多く大事を惹き起こさん」の例に同じである。更に、西洋では街の高塔が遠方よりの目印になる。我が国では神社の林がこの役割を果し、漁師などこれによって帰るべき方向を知る。しかし今や、そうした老樹も伐られ、目標物を失って、治安上大変な不利益・不都合を招いている。神林を伐採したことにより飲料水が濁ったり渴れたりするところも出る。また、森を開墾して耕作地にし、そこから税収がはかられても、他方森林乱伐による鳥獣絶滅のために、害虫がはびこり、これを駆除するための費用が税収以上にかかる。害虫を駆除する方法は生態系システムを利用することが、経済的にも有利となる。即ち、

「多くの虫類は、一日に自身の重量の二倍の草木を食い尽す。これを防ぐは鳥類を保護繁殖せしむる外なし。また水産を興さんにも、魚介に大害のある虫蟹を防いで大悪をなさざらしむるものは鳥類なり（と英国バックランド氏の説に言えり）。されば近江辺に古来今に至るまで田畑側に樹を多く植えあるは無用の至りとて浅智の者は大笑いするが、実は害虫駆除に大功あり、非常に費用を節儉するの妙法というべし」

蚊、白蟻、蠅などの大発生も、これらを喰う益鳥が巣をつくる木がなくなつたから起きたのである。

七、合祀によって史蹟、古伝が滅却される。神社を打壊わすことによつて、そこに伝わる古い事歴・古文書・民俗学上の古伝・祭儀上重要な資料などが失われ、国宝級の古物珍品も散逸し、学術研究のうえから大いに支障をきたしている。古い古いと自国を自慢するのが常である日本人が、きそつて旧蹟古伝を破壊する様子を見て、建国未だ日

の浅い米国人は何と言うだろうか。いい物笑いの種とされるのがオチだ。神社はもともと皇族に関係深いものが多いから、一切を保存して徐々に精査詮議すべきなのに、無茶苦茶に乱滅してしまうのは、あたかも皇族の遺跡が分らないうちに厄介払いをしてしまうようで、まことに恐懼憤慨の至りである。合祀は、かくの如く史蹟を乱し、風俗制度の古式を研究するのに大害となる。

八、合祀はまた、天然風景や天然記念物をも亡滅させてしまう。古来、神林にはその地固有の自然林を千年来残しているものが多く、そのうえ、それら自然林には珍種の植物も自生する——熊楠自身、神林神池においてたびたび新種の粘菌類などを採取した——。古人、和歌山は我が国の曼陀羅なりと言ったとか。なるほど、ここに天然風景は曼陀羅にたとえ得る。天然自然の内に抱かれ真如を感得することも又できよう。

天然記念物を手厚く保護する外国と比べ、我が国の合祀の蛮行には驚き呆れる以外にない。

「日本の誇りとすべき特異貴重諸生物を滅し、また本島、九州、四国、琉球等の地理地質の沿革を研究するに大必要なる天然産植物の分布を攪乱雑糅、また秩序あらざらしむるものは、主として神社の合祀なり。」

以上八項目に亘って要約した通り、南方は、神社の合併合祀によつて、人民の信仰心は薄れ、伝統の良俗も衰退し、公德心、愛国心は薄情になり、史蹟・民俗は破壊され、生態系は破られ云々と、合祀は良いところひとつもないと断言している。かれの批判は足で稼ぎ目で確めた意見であったから、迫力のあるものになっている。熊楠と合祀問題の個別相——例えば、柳田国男との関わり、大山神社の件など——は、次章で詳しく取り上げたいが、ここで少し触れておきたいことは、大逆事件に対する南方の見方である。事件が発覚したのは丁度合祀の嵐が吹き荒れていた時期で、かれは敏感にこれを自己の論に取り入れている。先の要約の第四項目で、合祀による公德心の薄れのあらわれとして

事件をとらえている。新宮の町は田辺のいわば隣り町で、大石誠之助などは「牟婁新報」に寄稿していたし、そもそも「牟婁新報」社主の毛利は社会主義者と目されており、同社には一時的に荒畑寒村や菅野須賀子が記者として働いていた。南方は、社会主義を生理的に嫌っていたようで、毛利のその方面に対する批評がしばしば見える。大逆事件の逮捕者が多勢でたことと、合祀を結びつけて論ずるのは、やや強引で、社会科学的分析も欠落していて無理がある。とにかく、自然文物を破壊することが、ひいては人間の精神生活の荒廃につながるというのが、南方の見方であった。

(未了)

注

一、本稿では神社合併・神社合祀を判然と区別せず用いた。南方自身も統一して使用していない。合併と合祀は本来別概念であるが内実としてみれば一体のものである。勅令においては「合併」の語が用いられているから形式的法律的には「合併令」である。しかし、神社建物及び敷地が他に合併されて祭神のみ残ることはあり得ないから、合併には必ず合祀が付随する。しかし、ごくまれなケースでは、祭神のみ別の神社に合祀されるだけで、神社跡地は(場合によって建物ごと)残り、そこを遙拝所とすることがあった。この場合は「合祀」であって「合併」ではない。因みに、南方はいよいよ合祀となっても合併吸収には応ずるなど助言している。跡地が残れば将来復社も可能となると考えてのことである。以上の区別はあるが、本稿では特に注意して使い分けはしていない。神社整理とか統廃合といった言葉も用いているが、みな同然である。もちろん、森岡清美氏のように、「整理」を使っている方もある。ひとつの見識ではあるが、わたしは採らない。

二、本文中、いくつかの比較的長文の引用をしたが、どの場合も出典を同時に明記したので特に注の形ではしるさない。以下に、本文中に書名・論文名等を記さなかった文献と合わせ、参考文献として掲げる。

- 鶴見和子『南方熊楠』（日本民俗文化大系4）一九七八年、講談社
- 中山太郎『学界偉人南方熊楠』一九四三年、富山房
- 笠井清『南方熊楠』（人物叢書一四五）一九六七年、吉川弘文館
- 平野威馬雄『大博物学者—南方熊楠の生涯—』一九八四年、リブレポート
- 楠本定一『紫の花、天井に—南方熊楠物語—』一九八二年、あおい書店
- 南方文枝『父南方熊楠を語る』一九八一年、日本エディタースクール出版部
- 神坂次郎『縛られた巨人—南方熊楠の生涯—』一九八七年、新潮社
- 大霞会編『内務省史』第二巻、一九七〇年、大霞会
- 森岡清美『近代の集落神社と国家統制—明治末期の神社整理—』一九八七年、吉川弘文館
- 孝本貢「神社合祀——国家神道化政策の展開——」（田丸徳善編『日本人の宗教Ⅲ、近代との邂逅』所収）一九七三年、佼成出版社
- 西川順土「神社整理問題の史的考察」（『神道研究』第三巻四号、一九四二年、神道研究会（一九八四年、復刻版皇学館大学出版部）
- 西垣晴次「国家神道と地域神社」（講座『日本の民俗宗教Ⅰ』所収）一九七九年、弘文堂
- W.M. Fridell: *Japanese Shrine Mergers 1906-12, 1973*, Sophia University Press,
- 梅田義彦『改訂増補 日本宗教制度史〈近代編〉』一九七一年、東宣出版
- 『神社協会雑誌』第六冊（六巻）十一号「神社整理の主義方針」（巻頭論文・匿名）の他、創刊号より、一九一二年に至る毎月号の巻頭論文。

○文化庁編『明治以降宗教制度百年史』一九八三年、原書房

○伊達光美『日本宗教制度史料類聚考』一九三〇年、巖松堂書店（一九七四年、臨川書店復刻）

○生川鉄忠「府県鄉村社の制度に就て」（『神社協会雑誌』第十五号所収）一九〇六年五月（復刻版、一九八四年、図書刊行会、第二冊所載）
以下論文名と所載巻号数のみ記す。

——「再び府県鄉村社の制度を論ず」十七号

——「再論府県鄉村社制」十九号及び二十一号・二十九号

——「神社整理に伴う幣害」七卷（七冊）二号

——「神社整理の余幣国史を抹殺するの嫌なき乎」七卷（七冊）十一号

——「非官社国史現在の神社に対し崇敬の実を挙げられんことを望む」一八卷（八冊）七号

——「神社整理難を論じて神職配置法に及ぶ」八卷（八冊）八号

——「嗚呼史跡の湮滅を如何にせん」八卷（八冊）十二号

——「神社局の注意事項を読みて望蜀の卑見を陳ぶ」十卷（十冊）七号

その他なお数篇の論文があるが、本稿との直接の関係がないので省略する。

○南方熊楠『平凡社版全集』六卷及び七卷、一九七一年

○南方熊楠日記3、一九八八年、八坂書房

○中瀬喜陽編『南方熊楠書簡——盟友毛利清雅へ——』一九八八年、日本エディタースクール出版部

三、引用文及び論文題など、本稿に引くにさいしては、おおむね新字新かな使いに改めた。特に生川・南方両氏の引用文中に多い。

なお、本稿第二章及び第三章を書くにあたっては、一九八七年度教育研究学内特別経費による文献資料購入の援助を受けた。